



# 広報ぬまた お知らせ版

令和3年5月27日発行 第1090号(1/3)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール [soumu@town.numata.lg.jp](mailto:soumu@town.numata.lg.jp)



## 結婚新生活応援募集について

町では、下記の対象要件を満たしている世帯に、住居費や引越しにかかる費用の一部について支援を行い、本町での新生活を応援しています。

■対象要件 ※以下の4項目をすべて満たしていることが必要です。

- ①令和3年4月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出した世帯
- ②令和2年中の夫婦の合計所得が年間400万円未満である世帯
- ③申請時に夫婦の双方または、一方の住民票の住所が町内の当該住宅にあること
- ④夫婦ともに39歳以下であること

■対象経費

- ①住居費（物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
  - ②新居への引越し費用（引越業者又は運送業者へ支払った場合にのみ該当）
- ※勤務先から住宅手当や引越しにかかる費用が支給されている場合は、その分を差し引いた額

■対象期間

令和3年1月1日から令和4年3月31日まで

■助成額

上記対象経費に対し、1世帯当たり30万円を上限として助成

■申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・令和2年中の所得証明書（本人及び配偶者）
- ・住宅の売買契約書（住居費に充てる場合）
- ・住宅の賃貸借見積書または契約書（住居費に充てる場合）
- ・住宅手当支給証明書（住居費に充てる場合）
- ・引越しに係る領収書（引越し費用に充てる場合）

■お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115



## あなたの「出来る」を登録し、生きがいのあるシニアライフを！

高齢者就労支援事業所では登録者を募集しています（男・女は問いません）

沼田町社会福祉協議会（高齢者就労支援事業所）では、働く意欲を持っている健康な高齢者の方々が、その経験・能力・希望を生かして相互に協力し、地域社会の活動と密接な連携をもちながら働くことで生活感の充実と仕事を通じて地域社会の発展に貢献いただけるよう関係機関と連携調整しながら働いていただく場の斡旋を進めています。

主な登録区分は次のとおりです。登録にあたってはご自分が出来る仕事、何が可能かをお伝えください。

### 1. 事務

- ①専門事務（税務、設計などの専門事務）
- ②一般（浄書、事務補助など）

### 2. 管理サービス業務

- ①管理監視（倉庫、施設など）
- ②サービス（留守番、家事手伝い、子守、付き添いなど）
- ③外交（集金、配達、販売員など）

### 3. 技能作業

- ①専門技術（大工、左官、塗装、植木、芝生管理、盆栽手入れ、冬囲い、剪定、花壇づくり、刈り払い）
- ②一般作業（工場内の補助作業、雑務、機械の管理、資材の整理、清掃、草刈（除草剤散布）、引越し手伝い、農機具の清掃、催事後片付け、荷造り、建築手元などの作業、農作業、除雪、墓地（トイレ）掃除、下水掃除等の特殊作業、重量物の投棄（家具など）
- ③軽作業（ラベル貼り、のりつけ、造花、簡単な組み立て、袋詰め、封筒入れなどの作業）

【ご注意】実際の作業については、仕事の依頼があった際に調整し連絡いたします。仕事を確約するものではありませんのでご注意ください。なお、配分金（報酬）については別途お問い合わせ下さい。

■お問合せ 沼田町社会福祉協議会・高齢者就労支援事業所 ☎35-2727



キップ・定期券は、  
JR石狩沼田駅でお買い求めください。

祝祭日を除く月～金の7:20～13:40で販売中です。

※不在となる時間帯もございますので、ご確認願います。

■お問合せ JR石狩沼田駅 ☎35-2210



## 住宅の取得等をお考えの方はご相談ください！

多くの方々に移住や定住をしていただくため、令和4年度までの間、住宅の新築や中古住宅の購入、リフォームなどを行う際にご利用できる奨励金制度を設けております。

なお、持ち家リフォームへの助成については、平成31年3月31日までに限度額に達した方でも申請可能ですので、お気軽にご相談ください。

| 新築住宅                                                         |          |       |       |
|--------------------------------------------------------------|----------|-------|-------|
| 基本額（自己所有地での新築含む）                                             |          |       |       |
| 20歳代                                                         |          |       | 170万円 |
| 30歳代                                                         |          |       | 130万円 |
| 40歳代以上                                                       |          |       | 80万円  |
| 加算額                                                          |          |       |       |
| 土地購入（200㎡以上で3年以内に新築の場合）                                      |          |       | 30万円  |
| 町内業者での建設                                                     |          |       | 70万円  |
| 融雪溝設置路線に新築                                                   |          |       | 150万円 |
| 購入した土地にある中古住宅を取り壊して新築住宅を建設する場合、町内業者で20万円以上の取壊し、撤去、処分費用の2/3以内 | 限度額      | 100万円 |       |
| 子育て世帯（中学生以下の子どもを養育する世帯）が新築する場合                               | 子ども一人につき |       | 50万円  |
| 婚姻してから3年以内に住宅を新築する場合                                         |          |       | 50万円  |

| 中古住宅（65㎡以上）     |                                                |          |       |
|-----------------|------------------------------------------------|----------|-------|
| 基本額（購入価格の1/2以内） |                                                | 限度額      | 50万円  |
| 加算額             |                                                |          |       |
| リフォーム           | 中古住宅購入後3年以内に町内業者により修繕した費用の1/4以内                | 限度額      | 50万円  |
| リノベーション         | 3年以内に町内業者により定められた改修（リノベーション）工事をする場合で改修費用の1/4以内 | 限度額      | 100万円 |
| 子育て世帯           | 上記リフォームまたはリノベーション加算を受ける場合                      | 子ども一人につき | 25万円  |
| 新婚世帯            | 婚姻してから1年以内に中古住宅を購入した費用（土地・家屋）の1/2以内            |          | 20万円  |

| 持ち家リフォーム（※平成31年3月31日までの修繕履歴をリセット）                              |  |     |      |
|----------------------------------------------------------------|--|-----|------|
| 町内業者で施工した修繕（リフォーム）費用の1/4以内（平成31年3月31日までに修繕助成を受け、限度額に達した方でも申請可） |  | 限度額 | 25万円 |

| 耐震改修                                                           |  |     |      |
|----------------------------------------------------------------|--|-----|------|
| 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断等を行った後に町内業者により耐震改修を行った場合における費用の1/4以内 |  | 限度額 | 50万円 |

■お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115

## 沼田町ヤング世代移住促進家賃助成事業について

本町への移住定住を図ることを目的として、町外からの転入により本町で生活することとなる若者世代、並びに前居住地に関係なく結婚を機に本町で新たな生活をスタートすることとなる新婚世帯や、新たに町外へ通勤することとなってもなお本町で生活している世帯を対象として、居住する賃貸住宅の家賃の一部を助成しています。

### ■対象者

#### ①転入世帯

令和2年3月18日以降に転入し、申請時点において40歳未満の世帯（夫婦世帯の場合は、夫または妻のいずれかが40歳未満である世帯）

#### ②新婚世帯

令和2年4月1日以降に婚姻届を提出している世帯で、申請時点において夫または妻のいずれかが40歳未満である世帯

#### ③町外通勤世帯

令和2年4月1日以降、転勤または転職等により町外へ通勤することとなってもなお本町で生活し、申請時点において40歳未満の世帯（夫婦世帯の場合は、夫または妻のいずれかが40歳未満である世帯）

### ■対象経費

公営住宅、官舎、並びに3親等以内の親族が所有する住宅以外の民間賃貸住宅（集合住宅）にかかる月額家賃（住宅手当、共益費、駐車場使用料並びに冬期間の除雪費を除きます。）

### ■対象要件 ※以下の5項目をすべて満たしていることが必要です

- ①町内にある賃貸住宅の所有者との間に賃貸借契約を締結し、世帯全員が当該賃貸住宅の住所地に住民登録を行い、現に居住していること
- ②対象経費が25,000円以上であること
- ③世帯に沼田町職員が含まれていないこと
- ④世帯全員が町税並びに公共料金等を滞納していないこと
- ⑤申請日以後3年以上沼田町に住む意思があること

### ■助成額及び助成期間

①助成額は、対象経費から25,000円を差し引いた額（百円未満切り捨て）

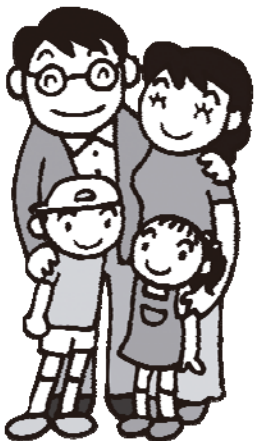
※但し、助成額は31,000円を上限とします

②助成期間は、転入・婚姻・通勤開始の日の属する月の翌月から3年間

### ■申請に必要なもの

- ・印鑑・賃貸契約書の写し・住民票謄本・戸籍謄本（新婚世帯のみ）
- ・勤務先からの住宅手当等の額を証明する書類（様式第2号）
- ・誓約書兼同意書（様式第3号）

■お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115







# 広報ぬまた お知らせ版

令和3年5月27日発行 第1090号(2/3)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール [soumu@town.numata.lg.jp](mailto:soumu@town.numata.lg.jp)



## 沼田町議会からのお知らせ

令和3年第2回定例会が6月17日（木）から開催されますのでお知らせいたします。  
なお、本定例会の一般質問は17日、午後1時から予定をしております。

■お問合せ 議会事務局 ☎35-2117

## 沼田町孫ターン奨励事業について

沼田町にゆかりのあるお孫さん世代に転入し定住していただくため、町内にお住まいの方のお孫さん世帯などが転入された場合に奨励金を交付いたします。

### ■対象世帯

令和2年4月1日以降に沼田町に転入し生活実態がある世帯で、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①世帯主またはその配偶者の祖父母の何れかが沼田町に居住していること
- ②世帯主またはその配偶者の父母の何れも沼田町に居住していないこと
- ③世帯に公務員が含まれていないこと
- ④申請日に沼田町に住民票を有していること
- ⑤沼田町に住民票を有してから5年以上沼田町に住む意思があること
- ⑥転勤、出向等や進学等による一時的な転入ではないこと
- ⑦世帯及び、祖父母世帯に町税等の滞納がないこと

### ■奨励額

- ・2人以上の世帯 100,000円（祖父母世帯と同居 50,000円加算）
- ・単身の世帯 50,000円（祖父母世帯と同居 25,000円加算）

### ■申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・申請世帯の住民票謄本
- ・祖父母世帯の住民票謄本
- ・祖父母との関係が証明できる書類（申請者と祖父母の戸籍謄本など）
- ・申請世帯及び、祖父母世帯の納税状況確認同意書

■お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115



## 沼田町有害鳥獣対策委員会からお知らせ

更新地区において電牧柵を設置しています。

沼田町有害鳥獣対策委員会では、エゾシカによる農作物被害を防止するために「くくり罠」でエゾシカの捕獲を行ってきましたが、個体数の増加により捕獲だけでは農作物被害を減少することが困難になったことから、更新地区をモデル地区として「電牧柵」の設置を行っております。

設置箇所は、更新地区を囲むように山林・河川沿いに約50kmの長さを設置しています。

電牧柵は、約1～2秒に1回の間隔で瞬間的に電流を流し、エゾシカが農地に侵入しようと電線に触れた際に、電気ショックを与えることにより、警戒心を持たせ、農地への侵入を防ぐものです。



電牧柵が設置されている箇所には左の写真のように、黄色の危険表示板が吊るされていますので、ご注意ください。

万が一、電線に触れても電線から手が離れなくなることはありませんが、驚いて転倒する可能性がありますので触れないように注意してください。

また、電牧柵を稼働させるために「ソーラーバッテリー」も設置していますが、このボックス自体にも電流が流れていますので、電線と合わせて、触れないようご注意願います。



※山菜採りなどで山林に立ち入る際には、山林は私有地・国有地ですので、必ず所有者や営林署などの入林許可を受けて立ち入るようお願いいたします。

■お問合せ 沼田町有害鳥獣対策委員会事務局（農業推進課） ☎35-2114

沼田町では求職者と求人者をつなぐために、無料職業紹介所「ぬまわーくサポートデスク」を開設しています。

**ぬまわーくサポートデスク** <https://numasapo-desk.com/>

■お問合せ 産業創出課 ☎35-2155



## マイナンバーカード臨時窓口の開設について

住民生活課では、下記のとおり臨時窓口を開設しますので、平日、時間内に役場に来られない方のマイナンバーカードの交付、マイナポイントの予約、マイナンバーカードに関するご相談等をお受けいたしますので、是非この機会にお越し下さい。

7月も開設する予定です。(詳細は決まり次第、お知らせ版でお知らせいたします。)

■場 所 役場 1 階住民生活課 (正面玄関入って左側窓口)

■日 時 令和 3 年 6 月 2 7 日 (日) 午前 9 時～正午  
※新型コロナウイルスの状況により、変更する場合があります。

■備 考 役場正面玄関を開錠いたしますので、正面玄関からお入り下さい。  
※来庁する際は、マスクの着用をお願いいたします。

■お問合せ 沼田町住民生活課 窓口グループ ☎ 3 5 - 2 1 1 5



## 令和3年度自衛官等募集案内

■一般曹候補生

資 格 日本国籍を有し、令和 4 年 4 月 1 日現在、1 8 歳以上 3 3 歳未満の男女

受付期間 試験日より異なりますのでお問合せください。

試験期日 令和 3 年 6 月 1 3 日 (日)・1 4 日 (月) または 7 月 1 1 日 (日)・1 2 日 (月)  
のうち、いずれか 1 日

試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地 (旭川市春光町)

※新型コロナウイルスの状況により、延期となる場合があります。

■お問合せ 自衛隊旭川地方協力本部 南地区隊 ☎ 0 1 6 6 - 5 5 - 0 1 0 0  
総務財政課 広報情報グループ ☎ 3 5 - 2 1 1 1

沼田町の定住奨励制度や暮らしの情報が満載です。  
是非一度移住定住情報公式サイトを訪問してみてください。

移住定住情報公式サイト <https://teiju.com/>



## 「メールぬまた」登録受付中です！

「メールぬまた」は非常災害など緊急事態の情報を携帯電話等で受信できるサービスです。平成 3 0 年 9 月 6 日未明に発生した、胆振東部地震の際にも「メールぬまた」で情報を配信し、テレビ等から情報が得られない中、情報配信に役立ちました。登録がお済みでない方は、随時受け付けておりますので下記のとおり登録をお願いします。



1. [numata\\_info-1@req.jp](mailto:numata_info-1@req.jp) へ本文、件名を空白にして送信してください。  
(QRコード対応機種をお持ちの方は、右のコードを読み取ると便利です。)
2. 送信後に送られてくる登録手続きご案内のURLをクリックしてください。
3. 登録画面にて必要事項を入力し、送信してください。〔ご登録ありがとうございます〕というメールが届けば登録完了です。

※登録されている方で機種を変更した場合やメールアドレスが変わった場合、迷惑メール防止設定をしていると受信できない場合がありますので、設定をご確認ください。また、ご不明な点がございましたら下記までお問合せください。

■お問合せ 総務財政課 総務グループ ☎ 3 5 - 2 1 1 1

## 労働保険料の申告・納付はお早めに

事業主の皆様は、令和 3 年度労働保険 (労災保険・雇用保険) の申告・納付期間が下記のとおりとなっていますので、期間内の手続きをお願いします。

■更新期間 令和 3 年 6 月 1 日 (火) ～ 7 月 1 2 (月)

■申告・納付 最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関

■そ の 他 更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には、年度更新コールセンターまでご相談下さい。

※ (通話無料) ☎ 0 8 0 0 - 5 5 5 - 6 7 8 0

(開設期間) 令和 3 年 5 月 3 1 日 (月) から 7 月 1 6 日 (金) まで

■お問合せ 最寄りの労働局もしくは厚生労働省 ☎ 0 3 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1





ピカソー

# 広報ぬまた お知らせ版

令和3年5月27日発行 第1090号(3/3)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <http://www.town.numata.hokkaido.jp> メール [soumu@town.numata.lg.jp](mailto:soumu@town.numata.lg.jp)

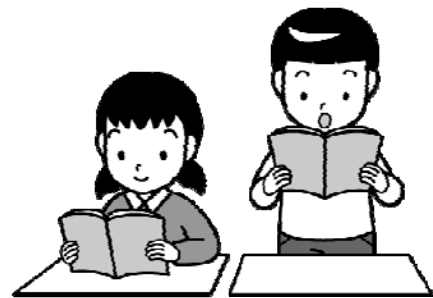


スノンちゃん

## 教科書展示会のお知らせについて

教育委員会では、多くの方々に教科書に触れていただくことを目的として、教科書の展示会を開催いたします。令和4年度使用予定の小・中学校用教科書を下記の日程で町民のみなさまに公開しますので、ぜひ閲覧にお越しください。

- 場 所 ゆめつくる「ハントホール」
- 期 間 6月11日（金）～6月25日（金）
- 時 間 月～金曜日 9：00～21：00  
土・日・祝日 9：00～17：00



※新型コロナウイルス緊急事態宣言が発令された場合、時間短縮あり。

- 展示教科書 令和4年度 小・中学校用教科書
- 備 考 教科書を閲覧される時には、備え付けの閲覧者名簿に記入願います。  
また、意見箱を設置しますのでご意見をいただきますよう願います。  
※来館する際は、マスクの着用をお願いいたします。

- お問合せ 沼田町教育委員会教育課 学務グループ（☎35-2132）

## 役場では夏の軽装(クールビズ)を実施します

役場では6月1日から9月30日までの間、職員の軽装（ノーネクタイ、ノー上着）を励行します。

公式行事への出席等の場合を除き、軽装とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、来庁者の皆様におかれましても、ぜひ軽装にご協力くださいますようお願いいたします。

## 日曜・祝日当番医のお知らせ

### ◆ 5月30日（日）

内科・外科系…深川市立病院〔担当医：みきた整形外科クリニック 院長 三木田光〕

☎ 22-1101

歯 科 系…アヒコ歯科医院（滝川市）

☎ 0125-24-8711

### ◆ 6月 6日（日）

内科・外科系…深川市立病院〔担当医：成田医院 院長 成田昭彦〕

☎ 22-1101

歯 科 系…おおさき歯科（芦別市）

☎ 0124-23-0648

### ◆ 6月13日（日）

内科・外科系…深川市立病院〔担当医：深川内科クリニック 院長 山崎充〕

☎ 22-1101

歯 科 系…ひらやま歯科（新十津川町）

☎ 0125-72-2323

## 5月27日から6月13日までの行事予定

|          | 行 事 名                       | 時 間    | 場 所           |
|----------|-----------------------------|--------|---------------|
| 5月28日（金） | 新型コロナウイルスワクチン説明会（16才～64才対象） | 18:00～ | ふれあい          |
| 29日（土）   | 沼田学園運動会                     | 8:20～  | 小学校グラウンド      |
| 31日（月）   | いきいき大学《開講式》                 | 10:30～ | ゆめっくる         |
| 6月 6日（日） | B & G海洋センターオープン             | 10:00～ | B & G海洋センター   |
| 7日（月）    | のぞみ会                        | 13:00～ | ふれあい          |
| 9日（水）    | 新型コロナウイルスワクチン説明会（16才～64才対象） | 18:30～ | 共成活性化センター     |
| 10日（木）   | 新型コロナウイルスワクチン説明会（16才～64才対象） | 18:30～ | 高穂コミュニティーセンター |
| 11日（金）   | 新型コロナウイルスワクチン説明会（16才～64才対象） | 18:30～ | 北竜活性化センター     |

※新型コロナウイルスの影響で中止、延期される場合がございます。